

○島根県環境影響評価条例

(定義)

第2条

2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する1の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種事業（以下「法第二種事業」という。）であって法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの及び法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を除く。）をいう。

別表（第2条関係）

号	事業の種類
5	発電所の設置又は変更の事業

○島根県環境影響評価条例施行規則

(対象事業)

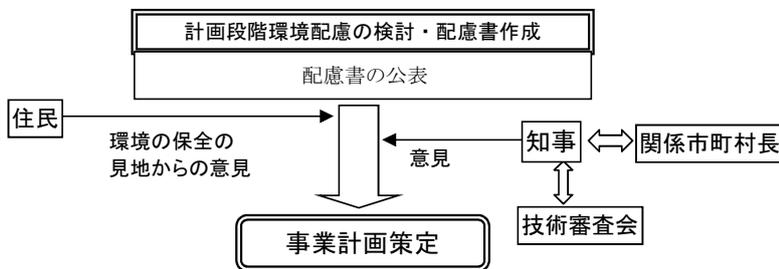
第3条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

別表第1（第3条関係）

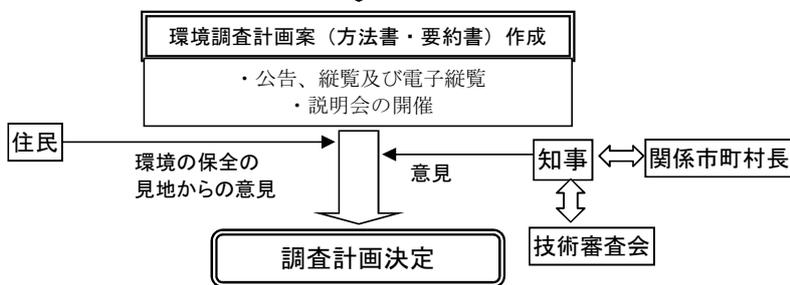
事業の種類	要件
5 条例別表第5号に掲げる事業	1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第2項に規定する事業用電気工作物で発電用のもの（以下「発電所」という。）の設置の工事業で、次に掲げるもの (1)～(3) 略 (4) 太陽電池発電所の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「太陽電池発電所敷地等」という。）の面積が50ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事業

島根県環境影響評価条例の手續の流れ

計画段階での環境配慮の検討手續



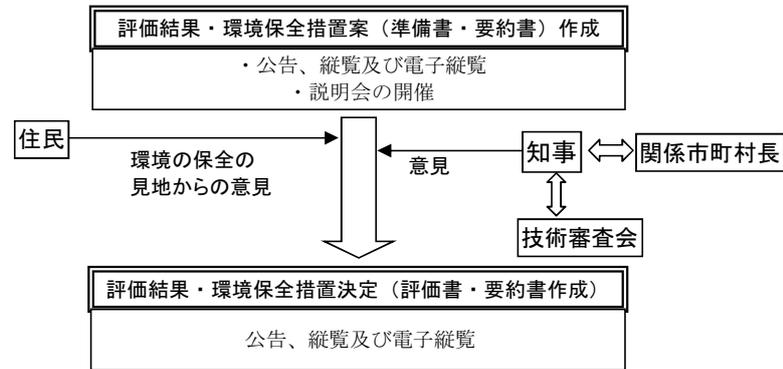
アセスの方法について意見を聴く手續



アセスの実施

調査・予測・評価の実施

アセスの結果について意見を聞く手續



アセス結果の事業への反映

事業実施、環境保全措置等の実施

環境保全措置等の報告

